

相続税改革の今後のあり方

田 中 勝 正

In Future for Reform of Japanese Inheritance Tax

TANAKA Katsumasa

目 次

1. はじめに
2. 相続税制度の国際比較
3. 節税と租税回避
4. 節税と租税回避の具体例
5. 国税庁の使命と納税の推進
6. 現行課税方式の検討
7. 相続財産の評価
8. おわりに

Abstract

The inheritance tax has three functions. Excluding the concentration of the wealth is the most important function of the inheritance tax.

Finally, in the assignment worked on Part 1. In the first place, we look over the original heirloom system of Japanese inheritance tax again. In the concrete, it modify the tax system in force to the two structure of estate tax and estate tax of inheritance.

Nex to, we consider the following. Its first function is integrate inheritance tax into donation tax, and the second looks about basic exemption and methodology.

Now, Part 1 represent problems after value of residual property. In specific improvement, its unify official estimated institution, and estimate the hereditament with integrate method. That is to say, "integrated estimate".

On the basis of problem, we consider a concrete proposition in future for reform of Japanese inheritance tax.

キーワード : 二段構造、統合、評価、租税徴収

Keywords : Two Structure, I ntegration, Estimation, Estate Tax

1. はじめに

相続税には3つの機能がある。この3つの中でも特に、富の集中排除が重要な機能となっている。前回パート1の「相続税改革の重要性」では、はじめに、相続税改革の必要性や相続税の3つの機能を説明し、第2章「相続税の沿革と現状」では、戦後のわが国の相続税改革とその改正を迫った背景を中心に検討した。次に、第3章「課税根拠と課税方式」では、シャープ勧告により遺産税方式を遺産取得税方式に切り替えた背景、この方式の基本的な仕組みについて事例により検討して、民法と相続税法との関係についても検証した。最後に、第4章「相続財産の評価」では、評価の目的と時価の意義、具体的な評価と課税の関係を中心に評価方法を検討した。

以上、わが国の土壌で生まれた相続税法について研究したが、21世紀初頭の相続税改革は、「資産をできるだけ多くの家族に残してやりたい」という被相続人の欲求ベースに検討した内容であった。

最終的に、パート1で取り上げた課題として、第一に、わが国独自の課税方式である法定相続分課税方式を見直しする。具体的には、現行の課税方式から「遺産税方式と遺産取得税方式」の2段階構造に変更して、相続税と贈与税の統合や基礎控除額の金額・方式を検討していく。

次に、財産評価についても、パート1にて現行制度の問題点を指摘した。具体的な改善策として、公的評価機関を一元化し、統一された手法で財産評価を行う「評価の一元化」である。

上記の問題点を踏まえて、相続税改革の重要性と今後のあり方について、現行制度の国際比較、節税と租税回避、課税方式の検討、財産評価を検討していき、具体的な提案を検討していく。

2. 相続税制度の国際比較

わが国の相続税は、諸外国と比較して高いという意見があるが、主要諸外国の相続税と比較したものが表1である。最高税率については、日本が一番高く50%である。イギリスは一律40%であり、従来累進課税であったものが1988年に改正されたものである。課税最低額を比較すると、法定相続人である配偶者と子3人の場合、日本は9,000万円であり、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等の諸外国と比較しても決して高くない。

次に、相続税が実施されているアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの現状と相続税

を廃止したカナダ及びオーストラリアの当時の背景を検証する。

(1) アメリカ

相続税は遺産税方式をとり、納税義務者は遺言執行人で、遺産税と納付した後の遺産を相続人に分配する。

贈与税は、一生累積課税方式で、贈与の度に過去の贈与を累積して課税するが、最終的には相続遺産に加算して課税する。この場合、過去の納付済贈与税は控除される。

相続税・贈与税の基礎控除は、わが国のような相続財産からの控除ではなく、統一税額控除（Unified Credit）と呼ばれ、まず贈与税額から控除され、控除仕切れない金額は相続税額から控除される。この統一税額控除は1977年（昭和52年）に導入され、当初は30,000ドルであったが、2002年（平成14年）には229,800ドルとなっている。税率は18%から55%までの超過累進税率である。なお、配偶者への財産移転は非課税とされる。

遺産税において特筆事項は、2001年（平成13年）ブッシュ政権により提案された“遺産税廃止法”である。この法律により、遺産税は2010年（平成22年）に廃止されたが、それまでの間、最高税率は49%から45%まで順次引き下げられていた。ただし、廃止された遺産税は、2011年にサンセット条約により元の姿に復活された。また、同法は遺産税に関するものであり、贈与税は継続していて、引き続き課税されることになる¹。

(2) イギリス

全財産に課税する遺産税（Estate Duty）は1894年に導入され、その後1974年にすべての生前贈与と相続財産を課税対象とする資産移転税（Capital Transfer Tax）に改正された。資産移転税は約12年施行された後、1986年に遺産税に類似する相続制度に修正される。現

表1 主要諸外国の相続税概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	遺産取得税方式 (法定相続分課税)	遺産税	遺産税	遺産取得税	遺産取得税
納税義務者	相続人	遺言執行人	遺言執行人	相続人	相続人
課税最低限	9,000万円	45,200万円	3,264万円	24,000万円	14,940万円
最高税率	50%	45%	40%	30%	40%
最低税率	10%	18%	40%	7%	5%

（備考）1ドル=80円、1ポンド=128円、1ユーロ=100円、1フラン=83円として換算

（注）課税最低限は、配偶者遺産の2分の1、子が残りの遺産を均等に取得した場合の金額である。

出所：筆者作成

¹ 「世界における相続税法の現状」日税研論集 Vol. 56（日本税務研究センター）

行制度は、死亡による財産移転と死亡前7年間に行われた贈与が課税される遺産税と遺産取得税の混合形態で、相続税 (Inheritance Tax) といわれる。

相続税の課税最低限は、物価にスライドして定められ、2003年4月6日以降の課税年度においては25万5,000ポンドである。死亡時の税率は、課税最低限を超えた部分について40%とされる。

生前贈与については、年間3,000ポンドを超えない贈与は非課税であり、贈与者の死亡前3年以内の贈与に対する贈与税率は40%であるが、それ以外の贈与税率は20%である。また、死亡前7年以内(3年以内は除く)の生前贈与は相続税の課税対象に含まれるが、相続税の税率は軽減される²。

次に、夫婦間贈与は、生存時・死亡時を問わず、また夫婦が同居しているか否かを問わず、非課税となる。原則として、非課税限度はないが、受贈者である配偶者が国外に本居を有する場合には、55,000ポンドまでが非課税となる。

上記の場合、相続税の納税義務者は、相続の場合は遺言執行者(無遺言相続の場合は、遺産管財人)であり、贈与税の場合は贈与者である。

(3) ドイツ

相続税は、遺産取得税の一つの典型とされ、古くはフランク王国の時代から存在し、近代的な相続税は1873年にプロイセンで導入されたが、相続税の所管は国(Reich)ではなく州(Land)であることが特色である。また、被相続人の死亡による財産の取得(相続、遺贈、死因贈与等)、生前贈与、目的出損または家族財団³である。

この相続税は、贈与税を含めたものであり、同一の者から過去10年以内に取得した財産を累積して課税する。すなわち、過去10年以内に同一の者から取得した財産額に今回取得した財産額を加算する。この合計額に税率を掛けた金額から、過去に取得した財産に現在の控除・税率を適用して計算した金額(実際の税額が高ければ、その金額)を控除して算出した金額が、今回納付すべき相続金額となる。この控除・税率は、被相続人、贈与者、受贈者との関係によってクラス1からクラス3までに分かれている。税率は「単純累進税率」であるが、税率が高くなる付近で調整が行われる。

クラス1……配偶者、子、継子、代襲相続の場合の孫、子の卑属、相続の場合の父母・
祖父母

² テーパー控除(tapering relief)といわれ、年数に応じ20%~80%軽減される。

³ 家族財団とは、一定範囲の家族の利益のために設立された財団または社団で、相続税回避の防止のため、30年ごとに相続税が課税される。

（基礎控除）51,200ユーロ～307,000ユーロ、（税率）7～30%

クラス2……贈与の場合の父母・祖父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の1親等の卑属、継父母、
義子、義父母、元配偶者

（基礎控除）10,300ユーロ、（税率）12～40%

クラス3……その他

（基礎控除）5,200ユーロ、（税率）17～50%

次に、相続税の課税対象財産は、主として「評価法」という法律に基づいて行われる点に特色があり、実際には通達によって補われている部分（非上場株式の評価等）もある。財産の価格は、原則として普通価格（通常の商取引において得られる価格）によって定められる。

(4) フランス

相続税は、他の国と異なり、登録税の1種として認識されている。すなわち、相続、贈与を原因とする無償の財産移転に対して課税される登録税の一つである。

1797年のフランス革命後、相続税は登録税法のもとに整理統合され、税率も比例税率から累進税率へと改められていった。また、第一次世界大戦の1917年から1922年の間には、人口政策を取り入れた遺産税が併せて課税された時代もあった。

フランスの相続税は、遺産取得税体系に属する。すなわち、納税義務者は相続、遺贈または死因贈与により財産を取得した者であり、課税対象は不動産及び動産とされているが、動産には有体動産と無体動産が含まれ、更に無体動産には、上場証券、非上場証券が含まれる。わが国ではあまりなじみがない「用益権」(usufruit)、『虚有権』(nue-propre)⁴も課税財産となる。

また、ドイツと同様に、相続前10年以内の生前贈与は累積して課税され、生前贈与について納付した贈与税は控除される⁵。

次に、相続税（贈与税も同じ）の控除・税率も、相続人と被相続人との関係になっている。（基礎控除）2002年1月1日以降

- 配偶者の場合………76,000ユーロ
- 子の場合………46,000ユーロ

⁴ 「用益権」とはある物を使用収益する権利をいい、「虚有権」とは、用益権の設定された物の処分権をいう。それぞれ完全な所有権の一定割合で評価し、双方の評価を合わせたものが完全な所有権の評価となる。

⁵ 生前贈与についても同様な累積課税が行われる。なお、1992年前は、一生累積課税が行われていたが、1992年以後改められている。

- パクス⁶の相手方……57,000ユーロ
- 兄弟姉妹⁷……15,000ユーロ
- 障害者の場合……46,000ユーロ
- その他……1,500ユーロ

(税率) 累進税率の場合は、超過累進税率である。

- 配偶者、直系親族の場合……5～40%
- パクスの相手方……40～50%
- 兄弟姉妹の場合……35～45%
- 4親等内の血族……55%
- 5親等以上の場合……60%

最後に、夫婦財産制については全く自由である。法定共通制によれば、一方の配偶者が死亡した場合、共通財産の2分の1は当然配偶者のものとなり、相続とされないので課税されない。また、包括共通制によれば、同様のケースでは、夫婦財産はすべて生存配偶者に帰属し、これも相続とされないので課税されない。

以上、相続税は死亡の日から6ヶ月以内に申告書を提出し、かつ、原則として、申告と同時に全額を納付しなければならない。

(5) カナダ

かつて、遺産税体系の相続税が存在していたが、1967年に公表されたカーター報告書の提言⁸を基として1971年に遺産税及び贈与税が廃止され、代わって死亡時に譲渡があったものとみなして、所得税が課税される。この納税義務者は遺言執行者である。

(6) オーストラリア

かつて、州相続税と連邦遺産税が併存していたが、クィーンズランド州を最初に州の遺産税・贈与税の廃止が相次ぎ、連邦でも1979年に遺産税が廃止された。一方カナダのような死亡時におけるみなし譲渡所得は行われず、死亡時における資産の治養母価額が引き継がれ、将来現実に譲渡が行われた時に課税される仕組みとなっている。したがって現在では、相続に伴い課税されることはない。

なお、国民負担率の国際比較(表2)をみると、2009年度では日本38.3%、アメリカ30.3%、イギリス45.8%、フランス53.2%、スウェーデン62.5%と下から2番目で低い。また、内訳の資産課税についても同様のことが言える。

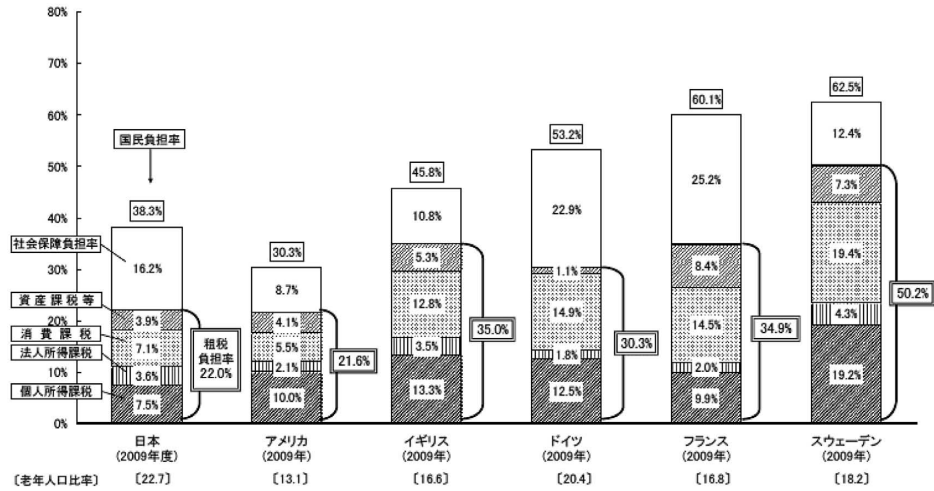
また、日本は平成21年度(2009年度)実績、諸外国は、OECD “Revenue Statistics

⁶ 新たな家族の一形態として、1999年に法令化されたもので、事実婚の届出・登録制度のことである。

⁷ 基礎控除が認められるには定められた要件を満たす必要があり、贈与の基礎控除はない。

⁸ 財産取得者への課税と遺産税・贈与税の廃止

表2 国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 2. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 出所：財務省ホームページ：2012年6月27日

1965-2010”及び同“National Account 2003-2010”による。なお、日本の平成24年度(2012年度) 予算ベースでは、国民負担率39.9%、租税負担率22.7%、個人所得課税7.3%、法人所得課税4.6%、消費課税7.2%、資産課税等3.7%、社会保障負担率17.1%となっている。

次に、老年人口比率については、日本は2009年の推計値（総務省「人口推計」における10月1日現在人口）、諸外国は2010年の数値（国際連合“World Population Prospects : The 2010 Revision Population Database”による）である。なお、日本の2012年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年) 1月推計) による)は24.2となっている。

3. 節税と租税回避

(1) 節税、租税回避の基本概念

米国内国歳入庁 (IRS) の正面玄関に、「税は、文明の対価である」という有名なスローガンが表示されている。この対価は、何が正当なのかをめぐって見解が分かれることがある。

それは、民主主義国家では、「租税負担をできるだけ軽減したい」ということは納税者にとって自然な要求であり、「租税負担をできる限り低くするように取り決めるを行うこと

は、何ら批判されるべきではない」。そこで、問題となってくるのが「その許容範囲はどこまでか？」という点であり、租税回避の問題はこの点である。

租税回避の概念や定義は、どのような行為をもって「租税回避行為」というかについて、一律に規定することは難しい。例えば、OECD租税委員会の1987年レポート「国際的租税回避と脱税（4つの研究）“International Tax Avoidance and Evasion”（Four Related Studies）」では、一般的な「タックス・プランニング」や「消費税率引上時に消費を控える」ことを、納税義務の軽減するものはすべて租税回避に含める広い定義として使われ得るとしている。

(2) 租税回避の意義

わが国では、「租税回避」について法令上明確な定義がないため、「節税行為」または「タックス・プランニング」と「租税回避行為」に関する境界が曖昧なまま放置されてきた。一方の立場から（納税者）からみれば「節税行為」または「タックス・プランニング」と考えていたものが、もう一方の立場（課税当局）からは「租税回避行為」とみなされ、後日否認を受ける事例が多発している。これらの中には、「租税回避行為」に該当するか否かの争いも少なくなく、争いが生じる最大の原因は、納税者と課税当局との間に「租税回避」及び「節税」の境界線についての認識相違である。近年、米国流の考え方が導入され、実務上では、「租税回避」とは具体的にどのようなものであり、「節税」または「タックス・プランニング」との相違点に関する考え方が徐々に確立されつつあるが、いまだ未解決の分野が多く残されている。

米国での考え方として、租税回避（Tax Avoidance）とは、一般に「租税負担を最少化する目的で法的に認められているタックス・プランニングの機会を利用し、自己に有利なポジションを取る行為」または「課税を免れるか・税負担を最小化するための行為で、合法的なタックス・プランニングの機会を利用し、結果として税負担を最小化する行為」と定義されている⁹。しかし、近年での広義の租税回避概念たる「タックス・シェルター¹⁰」をめぐる納税者と課税当局との係争事件の多発にもみられるように、納税者の租税負担の

⁹ それに対し、「脱税（Tax Evasion）」とは、「違法な手段により税負担を軽減し、または軽減しようとする行為」をいう。したがって、「租税回避」と「脱税」とは、この点で明確に区分されている。

¹⁰ 現在一般的に受け入れられているのは、次のような考え方である。

- ①税負担の軽減目的の存在またはそれを売りにした商売
- ②法令、規制上の規定には合致
- ③経済所得の過少申告
- ④それによる課税所得の過少性
- ⑤法令、規制の予定しているものと異なった解釈の採用

軽減を図る行為のうち、どこまでが許されるかについては、米国でも依然として完全に解決されるまでに至っていない。

これに対して、わが国の学説上の定義は、一般的には「私的経済取引プロパーの見地から合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的に意図した経済目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除¹¹する行為」、「私法上の選択可能性の自由を利用して、租税負担を軽減するために行う法形式の濫用」または「課税要件の充足を避けることにより、租税負担の不当な軽減あるいは排除する行為」であるとされている¹²。

このようなやり方によって租税負担を軽減・排除することが可能になるのは、私法の分野において私的自治ないしは契約自由の原則が支配しているためである。その結果、一定の経済的成果を実現する場合、両当事者の合意さえあれば「契約形式等」については自由に選択することが認められている。

このように、わが国において「租税回避」とは、本来課税要件に該当すべきものと考えられる一定の事実発生が認められるにもかかわらず、「当事者が異なった法形式を採ることにより、課税要件の充足を避けること即ち納税義務の成立を阻止することである」と考えられている。

しかし、日米いずれの定義であれ、共通しているのは次のような点である。

- ①税負担を軽減・最小化する目的で行われる行為であること
- ②法的に認められた（少なくとも禁止されていない）行為であること。その意味で、違法または法に反して税を免れる行為である「脱税」とは区分されるものであること
- ③経済上の目的と法形式上とは別のものであること

(3) 租税回避と節税、脱税との類似性

「節税」、「租税回避」、「脱税」のいずれも、租税負担が軽減されるという点では基本的に同じである。従って、税負担軽減という結果だけからみれば、これら三者の共通点は多い。

では、「節税」は問題とされず、「租税回避」・「脱税」が問題とされるのはなぜであろうか？例えば、「脱税」については、それらの行為が租税法に反する行為として位置づけられているため、一般の犯罪と同じく懲役もしくは罰金刑が科される¹³。また、その構成要件（犯

¹¹ 金子宏『租税法（第13版）』弘文堂、109頁。

¹² このような考え方は、タックス・シェルターに対する考え方と軌を一にするものである。但し、米国ではそれらの濫用（abusive）にわたるもののみを規制の対象としている。

¹³ 戦前においては、脱税犯は通告処分の対象とされ、原則として刑法の総則適用外であった。

意の存在及び脱税の手段として、偽りまたは不正の行為)が法律によって明確に定義されている¹⁴。

それに対して、「租税回避」は、何が節税・租税回避なのか、どのような行為が「租税回避行為」に該当するかについて、法令上明確な定義が規定されていない。そのため、実務上において「節税」と「租税回避」の境界線をめぐり種々の見解が存在していて、それらの境界線に対する考え方の違いにより係争が多発している。

概念的には、「節税」または「タックス・プランニング」・「租税回避」は全く別のものである。

①節税の事例

所得税では、長期譲渡所得や一時所得、山林所得、退職所得などについて、2分の1課税や5分5乗による課税制度が設けられている。これらの行為は、法が予定している節税行為であり、その利用については何の問題もない。同様に、相続税法で認められている配偶者軽減措置なども、配偶者であれば適用を受けることが可能である。

また、所得税法や法人税法において、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法等について、いくつかの選択肢が与えられている。さらに、租税措置特別法においても、特定の政策目的実現のため、圧縮記帳や特別控除、割増償却などの特例が設けられている。

②租税回避の事例

これに対し、「租税回避」とは、租税法規が予定していない異常な法形式を採用して税の負担を軽減する行為である。

では、米国、OECD、ドイツの考え方を説明する。まず、米国では、「節税商品」または「タックス・プランニング商品」という名目で、多種多様の製品 (product) が販売されているが、それが文字どおり「節税」・「タックス・プランニング」であれば問題はない。しかし、実際には「租税回避」または「脱税」まがいの商品が多数販売されている¹⁵。

次に、1987年のOECD租税委員会レポート「国際的租税回避と脱税(4つの事例)」では、タックス・プランニングとは「課税の軽減やインセンティブの中から、通常の事業活動に合致する範囲で最も有利な方法を選択すること」と定義されている。しかし、実際には「節税商品」や「タックス・プランニング商品」という名目で、明らかに「課税のがれ¹⁶」と

¹⁴ 結果的に税負担が軽減されたとしても、「脱税」の構成要件を充足しない限り、罪に問われることはない。

¹⁵ 「タックス・プランニング」とは、一般的には、事業、個人、遺産等について、「税によるインパクトを最小化する計画」を称する用語として用いられている。

¹⁶ 行為についての明確な定義は存在しないが、ここでは「節税」と最もかけはなれている「租税回避」という意味で用いている。

思われるような商品や「脱税」すれすれの商品が販売されていることも事実としてある。

ドイツの考え方として、一般的な租税回避防止規定を導入したドイツ租税通則法（Abgaben ordnung）42条の制定時における趣旨説明が参考となるが、そこでは「節税」について、次のように説明されている。

「納税者は、適当な方法で達成する限り、自己にもっとも有利なように自己の事情を処理することができる。これは、租税法上も認められた行為である¹⁷⁾」。

また、租税回避防止の根拠について、次のように規定している。

「法の形式可能性の濫用により、租税法律を回避することはできない。濫用が存在するときは、経済的事実に相応する法形成をした場合に発生すると同じように租税請求権が発生する」。

(4) 節税、租税回避の態様

「節税（又は、タックス・プランニング）」、「租税回避」、「脱税」のいずれにおいても、自己の租税負担を軽減する行為であるという点では共通している。それらが、実務上区分されているのは、「節税（又は、タックス・プランニング）」が法令上明確に許されているのに対し、「租税回避」は法の予定しているところ又は意図しているところと別の行為であるという点である。しかし、これら2つには法令の規定自体に対する明確な違反行為は含まれていない。それに対して、「脱税」は違法な行為として法令によって禁止され、罰則の適用対象とされている点で、「節税（タックス・プランニング）」・「租税回避」と明確な差がある。しかし、いずれの方法にせよ、最終的に自己の租税負担を軽減するためには、法令上設けられている税率や所得計算を自己に有利な形で利用することが不可欠である。

また、節税や租税回避に用いられる代表的な手法には、基本的に次のような形に大別することができる。

① 所得税に係わるもの¹⁸⁾

- 所得種類の変更（非課税所得の利用を含む）
- 所得の帰属主体の変更
- 課税時期（タイミング）の繰り延べ（一般的には利益の先送りと損失の先出し）
- 所得源泉地と居住地の変更

② 財産課税に係わるもの

¹⁷⁾ この考え方は、米国の判例（グレゴリー判決）で示されたものと基本的に同一である。

¹⁸⁾ このうち、「所得源泉地と居住地の変更」を除いた3つ手法は、米国でもタックス・プランニングの基本パターンとされている手法である。

- 非課税規定等の活用（累積贈与、分散贈与等）
- 財産価値の圧縮（資産の評価減、債務の拡大）
- 相続税と贈与税の税率差等の利用
- 世代とばしによる相続税の租税回避
- 居住地の変更（国籍の変更を含む）と財産の所在地の変更

③消費課税に係わるもの

- 課税物品から非課税物品への変更（個別消費税の場合）
- 中小業者等に認められている特典措置の利用（簡易課税、新設法人の2年間免税等）
- 税率差の利用（複数税率の場合）
- 非課税、免税規定の利用

(5) 相続税、贈与税における「節税回避」の基本パターン

わが国における相続税制は、相続税及びその補完税である贈与税を、相続（遺贈を含む）または贈与により財産を取得した者に対して、課する「法定相続分課税方式」と「受贈者課税方式」によっている¹⁹。

相続または贈与により取得した財産は、原則として取得時の時価によって評価することとされているが、その評価は換価の難易度等も考慮したうえで決定されている。また、その評価額は、一般的には実際の時価よりも低めになっている。それぞれの税率は、累進税率となっている。

相続税における租税回避は、基本的には相続財産の圧縮、相続人数の増加が中心となるが、それ以外の手法も用いられている。また、現在利用されている租税回避の形態として、次のような手法があげられる。

①相続財産評価の圧縮等による租税回避

- 相続財産分割（生前贈与を含む）
- みなし相続財産利用による圧縮

例えば、死亡退職金や死亡保険金の500万円控除を利用した相続財産の圧縮である。この手法は、大口資産家には効果は少ないが、中小資産家にはメリットがある。

- 債務控除を利用した相続財産の圧縮
- 相続財産の種類変更による財産圧縮

この手法は、現預金を株式や不動産等の低評価資産に変更することによる資産圧

¹⁹ ただし、被相続人からの贈与のうち、死亡前3年以内に生じた贈与に係わる財産は相続産に加算される。また、それらの財産について債務等がある場合には、それらを控除した課税価格となる。

縮手法で、特に居住用住宅新築等で多用されている。なお、相続直前における非課税財産の購入による手法なども含まれる。

②相続人数の増加による租税回避

③次回以降の相続に伴う相続税負担回避（米国流の generation skipping）

- 孫への贈与や孫養子等

この手法は、かつてかなり広く利用されていたが、税制改正により養子等の数が制限されたため少なくなっている。

④相続税と所得税または法人税との税率差を利用した負担軽減策

相続税よりも贈与税や所得税の方が累進税率が強くなっているため、利用するケースが多い。しかし、ケースバイケースであり、例えば、一時所得などのように2分の1課税となっているものは、その実効税率は住民税を含めて25%となっているため、大口資産家にとっては、相続税より所得税を選択することにより税負担の軽減を図ることが可能になる。

⑤財産所在地の変更

制限納税義務者にあつては、国内所在財産のみが相続税または贈与税の課税対象となるが、国内所在財産を国外に移すことにより相続税または贈与税の負担軽減を図ることが可能だった²⁰。

4. 節税と租税回避の具体例

(1) 相続税の特色

相続税、贈与税においては、租税回避の事例が他の税目より際立って多い。

それは、相続税が偶発的に発生するものであり、かつ、金額的にも多額である場合が多いことも要因である。

①相続税の課税財産

相続人は、被相続人の一身専属的なものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条）。相続税法では、被相続人に帰属していた財産のうち、金銭に見積もることができるものを「本来の相続財産」として課税対象としている²¹。

²⁰ ただし、平成12年度の税制改正で規制が厳しくなっている。また、最近香港やシンガポールでは、投資を呼び込む手段として遺産税を廃止している。そのため、これらの国へ移住することにより、財産を移して租税回避が可能となる。

²¹ 本来の相続財産には、次のようなものがある（相基通11の2-1）。

また、被相続人から相続または遺贈により取得したものでなくても、実質的に取得した財産と同様の経済的効果があるものについては、課税の公平な観点から課税対象としているものがある。これが「みなし相続財産」²²である。

②贈与税の課税財産

相続税と同じで、「本来の贈与財産」、「みなし贈与財産」がある。実務上問題となるのは、「みなし贈与財産」の生命保険金等及び財産の低額譲受による利益である。

③相続税、贈与税における時価

財産の相続または贈与という原因に着目して課税されるが、それらの行為（相続または贈与による財産の取得という行為）は、原則として無償で行われる。そのため、それらの財産をいくらか見積もるかという「評価」の問題が生じてくる。

(2) 相続税、贈与税における「節税」、「租税回避」の態様

①生前贈与の利用

わが国の相続税制は、遺産を取得した者に課税する遺産取得課税によっている。また、贈与税は受贈者課税制度で、受贈財産のうち、相続財産になるのは、原則として相続開始前3年以内に贈与を受けた財産のみである²³。

贈与税においては、相続税におけるメリットある諸制度が設けられていないため、相続税の限界税率を考え、その範囲内で計画的に贈与することにより、全体として税負担の軽減が可能になる。また、贈与のタイミングを自由に選択することが可能であり、収益性の高い資産を早めに贈与することにより、相続時における相続財産を減少させることができる。

②相続財産の価額引下げによる節税、租税回避

相続税は、相続によって取得した財産に課税されるが、それらの財産評価は、取得時における時価によることとされている。しかし、多種多用にわたる財産評価の適正時価の算定は、実務上不可能に近く、担当者によって評価が異なるという「課税の公平性」もなくなる危険性がある。

そこで、国税庁では、財産基本通達を定め、これにより統一的な評価を行うとして

土地、家屋、借地権、株式、預貯金、現金、貴金属、宝石、書画、骨とう、自動車、電話加入権、立木、金銭債権など。

²² みなし相続財産の具体例には次のようなものがある。

生命保険金、退職手当金、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、保証期間付定期金に関する権利、契約に基づかない定期金に関する権利、その他の利益の享受、農地等の贈与者が死亡した場合の農地等。

²³ ただし、相続時精算課税制度を選択した場合を除く。

いるが、これにも一定の限界がある。このようなことより、財産の引下げにより税負担の軽減が行われる可能性がある。このことは、相続税・贈与税に限らず、所得税、法人税にも生じてくる。例えば、非上場株式のような市場性のない財産に係わる売買評価をいくらに評価にするかにより、結果として所得税、法人税の負担軽減になるためである。

実務において、相続または贈与に係わる財産評価額を下げる手法が、タックス・プランニングの有力な手段となっている。一般的に行われている租税負担軽減行為として、次のような方法がある。

- ・株式の評価引下げ（原則的評価方式→配当還元方式、純資産→類似業種）
- ・土地評価の引下げ（路線価方式→鑑定評価方式、宅地→農地、土地分割）

したがって、評価システムの研究・利用は、タックス・プランニングにおいては、今後きわめて重要な事項となってくる。

5. 国税庁の使命と納税の推進

まず、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、このような使命を果たすためには、国税庁が国民から理解と信頼を得ることが重要である。

国税庁の税務行政運営の基本的な考え方として、

- ①納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、サービ

表3 国税庁の予算と定員

	①昭和50年度	②平成9年度	③平成23年度	(参考) ③/①
予 算 (億円)	2,360	6,548	7,185	304.4%
定 員 (人)	52,440	57,202	56,253	107.3%
①所得税申告数 (千人)	7,327	20,023	23,150	316.0%
②法 人 数 (千件)	1,482	2,793	2,998	202.3%
③物品税課税場 (千件)	117	-	-	-
④消費税事業者 (千件)	-	2,521	3,370	-
① + ② + ③ + ④ (千件)	8,926	25,337	29,518	330.7%

*平成23年度の①所得税確定申告数は、平成22年分である。

平成23年度の②法人数は、平成22年6月末の計数である。

④消費税課税事業者数は、消費税課税事業者等届出書提出件数で、平成23年度は、平成23年3月末の計数である。

(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成23年度の割合である。

出所：国税庁ホームページ：2012年6月29日

スの充実を図る。

②納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収を行う。

③国税庁の様々な取組を分かりやすく知らせるとともに、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政を改善する。

の3点である。

具体的には、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるように必要な税務情報や法令などに関する情報提供を充実させ、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとするITを活用した利便性の高い申告・納税手段を提供するとともに、税務署の受付窓口を一本化している。

また、納税者の権利保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収に取り組んでいる。国際的な取引については、租税条約に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に行う。なお、国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての実効性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証については公表し、その評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいる。

(1) 適正な申告と納税の推進

国税の多くは、納税者が自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、納税者本人がこの確定した税額を納付する「申告納税制度」を採用している。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を「賦課課税制度」といい、地方税ではこの方法が一般的である。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定して納税者に告知していた。しかし、1947年に税制を民主化するために、所得税、法人税、相続税の3税について、申告納税制度が採用された。その後、多くの国税にも適用されるようになった。

この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが重要である。そのため国税庁は、納税者が正しい申告と納税ができるように、租税の意義・役割や税法の知識についての広報活動、租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っている。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと指導したりするためには、的確な調査と指導を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力も必要である。さらに、国税が納付期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、それでも納付がない場合に、滞納処分を実施して確実な国税の徴収を図ることが必要である。このため国税庁

表4 異議申立て3ヶ月以内の処理件数と処理割合

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
徴収関係（件数）	484	613	732	700	916	822
課税関係（件数）	4,065	3,414	4,224	4,613	4,081	3,924
合計（件数）	4,549	4,027	4,956	5,313	4,997	4,746
処理割合（％）	91.1	86.7	84.0	93.3	95.6	96.0

出所：国税庁ホームページ：2012年6月29日

では、是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の実情を踏まえながら、法令に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施している。

納税者サービスの具体的な施策として、「ホームページによる情報提供」、「租税教育」、「説明会」、「税務相談」、「事前照会」等を実施している。また、適正・公平な税務行政の推進をするため、調査においては「資産運用の多様化・国際化に対する取組」、「消費税の不正還付申告に対する取組」、「審理の充実」等を重点的に実施している。

(2) 権利救済

税務署長などが課税処分や滞納処分を行った場合、納税者がその処分に不服があるときは、その処分の取り消しなどを求めて不服申立てをすることができる。この不服申立制度は、納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としている。

不服申立てには、税務署長などに対して行う「異議申立て」、国税不服審判所長に対して行う「審査請求」があり、審査請求は、原則として異議申立てを行ってからでないといけない。さらに、審査請求に対する裁決に不服がある場合、裁判所に対して「訴訟」を提起して司法に救済することができる。

6. 現行課税方式の検討

まず、基本的な考え方として、相続税は格差是正・富の再分配から重要であり、基礎控除は、バブル期の地価高騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために引き上げられてきた。しかし、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれていた。そのため、相続税は亡くなった人の数に対する課税件数の割合は4％程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結

果、相続税の再配分機能が低下している。地価構造等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造についても見直しを図ることにより、相続税の再配分機能を回復し、格差の固定化を防止する必要がある。

改革の取組の柱は、基礎控除及び税率構造の見直しである。これは、格差固定化の防止、相続税の再配分機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から、最高税率を55%に引き上げる等税率構造を見直す必要がある。その他として、「死亡保険金の非課税措置」や「未成年者控除・障害者控除」も同時に見直すべきである。

次に、贈与税についても見直すべきで、基本的な考え方は相続税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するものであり、相続税の回避を防止するという意味で、相続税を補完する役割を果たしている。過去の改正においては、こうした「相続税の回避防止」の観点から、相続税に比べて税率構造は相対的に厳しいものとされてきた。その上、近年、被相続人だけでなく相続人自身の高齢化も進んでおり、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。贈与税の見直しにより、高齢者層が保有する資産を早期に現役世代に移転させることにより、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図ることが必要である。

改革の取組は、相続税の課税ベースの拡大・税率構造の見直しを図れば、必然的に被相続人の死亡時点までの税負担が高まるため、生前贈与を促す効果がある。このように、相続税の負担の適正化と併せて贈与税を緩和すれば、生前贈与は一層促進される。こうした観点から、子や孫が受贈者となる贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象範囲の拡大（受贈者に孫を加えるなど）を行う。

【相続税計算の基本の確認】

(1) 相続税額はどのようにして求めるのか？

①まず、『課税遺産総額』を求める。

正味遺産額 5 億円 - 基礎控除額 4,800万円 = 課税遺産総額 4 億 5,200万円

②続いて、『法定相続分に応じた取得金額』を求める。

妻 4 億 5,200万円 × 1/2 = 2 億 2,600万円

長男 〃 × 1/4 = 1 億 1,300万円

二男 〃 × 1/4 = 1 億 1,300万円

③次に『相続税の速算表』を使用して『相続税の総額』を求める。

妻 2 億 2,600万円 × 45% - 2,700万円 = 7,470万円

長男 1億1,300万円 × 40% - 1,700万円 = 2,820万円

二男 1億1,300万円 × 40% - 1,700万円 = 2,820万円

合計（妻 + 長男 + 二男） = 1億3,110万円 → 改正前より1,410万円増加

④各人の納税額

• 長男1人が全部を相続する場合……長男 1億3,110万円

• 法定相続分で相続する場合

妻 1億3,110万円 × 1/2 = 6,555万円 → 0円（配偶者税額軽減適用）

長男 1億3,110万円 × 1/4 = 3,277.5万円

二男 1億3,110万円 × 1/4 = 3,277.5万円

【相続税の基礎控除の縮小】

①現行 定額控除 5,000万円

法定相続人比例控除 1,000万円 × 法定相続人数

②改正 定額控除 3,000万円

法定相続人比例控除 600万円 × 法定相続人数

③法定相続人が配偶者と子供2人の合計3名の場合

3,000万円 + 600万円 × 3名 = 4,800万円

→4,800万円以上の財産があれば、相続税の課税対象者になる。

（現行制度では、8,000万円が基礎控除額）

7. 相続財産の評価

では、財産評価の目的と時価の意義について考察していくことにする。

第一に、学説や判例において、一般に時価とは、客観的な交換価値のことであり、不特定多数の独立当事者の自由な取引において通常成立するものと認められる価格を意味する、とされる。また、財産評価基本通達（1-(2)）においても、同様に理解されている。時価に関するこのような理解は、なお抽象的であるものの、基本的には妥当である。

第二に、評価において考えられる時価は、常にただ一点だけに決まるものではなく、一定の幅がある。しかし、客観的な交換価値という場合、理念的にはただ一点で決まるべきかもしれないが、時価概念に多様性、不透明性が残るかぎり、一点に決まるべきではない。

第三に、時価の評価方法として、売買実例価格によるのではなく、収益還元価格（利用価格）によるべきだとする見解は妥当かどうかである。収益還元価格といっても、その内

表5 土地価格（評価額）の比較事例

	価格、評価額（1㎡あたり）	
最近の近隣での売買価格	50万円	
最寄りの公示価格	45万2,000円	国土交通省が3月に公表
相続税の路線価	34万円	国税庁が7月に公表
固定資産税評価額	31万円	市町村が概ね4月から公表

出所：筆者作成

容は一義的ではない。

第四に、評価は相続財産の「取得時」の時価によるため、取得後に当該財産価値が下落した場合でも、課税価格に算入されるべき価格は影響を受けないとされる。取得の時に限定して相続財産を評価することは、評価を簡明にするための技術である。一般論としては、当該財産が申告後において思わぬ値下がりした等を理由に、当初の申告に対して、更正の請求をすることは許されないだろう。

第五に、相続財産の取得時において、当該財産が姿を変えつつある状態（土地から金銭へ、金銭から土地へ）において、何を相続財産とするのか、当該財産はどのように評価するのか、ということが問題となる。かつての地価急騰期において、取引価格と路線価が大きく乖離する状況下（例えば、取引価格が10億円で、評価額が5億円）で、土地売買契約の履行途中で買主が死亡した例、売主が死亡した例について問題とされた²⁴。

相続財産の評価は、当該財産の取得時の時価によって評価するのが原則であるが、問題は、近年の資産価値下落の中での評価のあり方である。相続開始時と相続税納付時との極端な資産価値の下落に対しては、再検討する必要がある。

8. おわりに

以上、今回の研究は「相続税改革の重要性」のパート2として、「相続税改革の今後のあり方」をテーマで研究したが、税制改正は、時間をかけて制定した民法、欧米の制度を参考にしつつ日本の土壌で生まれた相続税法は、デメリットはあるものの、時代の要請を背景に、家庭を基盤とした社会構成、社会秩序に作用するものであった。

まず、検討されるべきは、わが国独自の課税方式である法定相続分課税方式であるが、

²⁴ この状況を大きく変えたのが、昭和61年の最高裁判決で、売主死亡の場合は、相続財産は売買（残）代金債権であり、その評価は売買（残）代金の10億円によるとし、また、買主死亡の場合は、相続財産は所有権移転請求権であり、その評価は売買契約による当該土地の取得価格10億円とする、とした。

これを改善するためには、現行の「法定相続分課税方式」から「新しい課税方式」を検討するも、現状の社会情勢や国全体の借金等を考えると、早急に改善する方法・時間は現状では難しい。

次に、相続税の財産評価についても、現行制度の問題点を改善しながら再検討せざるを得ないを考える。なぜならば、相続財産の評価は、当該財産の取得時の時価によって評価するのが原則であるが、不動産の「1物4価」または「1物5価」の性格より、資産価値の下落と評価との関係が常に問題となっている。また、財産評価の統一システムについても、それぞれの評価機関が別々に対応しているため、早急に改善するのは難しいと判断する。

以上のように、相続税の課税方式や財産評価の改革は、相続税法が時代の要請を背景に改革されていることから、引き続きそれぞれの制度を検証しながら見直すことは、相続税法の本旨を充足することになるのではないだろうか。

参考文献

- 佐藤進・宮島洋『戦後税制史（増補2版）』税務経理協会，1983年。
小野塚久枝『21世紀における相続税改革』税務経理協会，2003年。
平川忠雄『相続時精算課税制度の徹底解説・徹底活用』日本法令，2003年。
塩崎潤『財政学1巻，2巻』有斐閣，1973年。
加藤寛『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会，2002年。
三木義一『日本の税金』岩波書店，2003年。
岩下忠吾『総説 相続税・贈与税（第3版）』財経詳報社，2010年。
松川正毅『民法 親族・相続』有斐閣アルマ，2004年。
笹岡宏保『具体事例による財産評価の実務－相続税・贈与税』清文社，2003年。
佐々木秀一『相続・贈与税の知識』日本経済新聞社，2004年。
金子宏『租税法（第13版）』弘文堂，2009年。
三木義一『相続・贈与と税』一粒社，2000年。
三木義一『受益者負担制度の法的研究』信山社，1995年。
田中治『相続税制の再検討』法律文化社，2003年。
山本和義『タイムリミットで考える 相続税対策実践ハンドブック』清文社，2010年。
大蔵省財政史室・前掲注(2)『昭和財政史』東洋経済新報社，441頁。
神川和久「シャープ勧告の再考」『税大ジャーナル』9，2008.10。
『国税庁長官官房企画課』税務統計（相続税・贈与税関係），2011年分。
橋本守次『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会，2007年。
川田強『節税と租税回避』税務経理協会，2009年。

石弘光『現代税制改革史』東洋経済新報社, 2009年.

森信茂樹『日本の税制 何が問題か』岩波書店, 2011年